

（座席ベルト等）

第20条 昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては昭和62年2月28日、輸入された自動車にあつては昭和63年3月31日）以前に製作された自動車（次項から第4項までの自動車を除く。）については、保安基準第22条の3の規定並びに細目告示第30条、第108条及び第186条の規定は適用しない。

2 昭和62年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては昭和62年3月1日、輸入された自動車にあつては昭和63年4月1日）から平成6年3月31日（輸入された自動車にあつては平成7年3月31日）までに製作された自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第22条の3の規定並びに細目告示第30条、第108条及び第186条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（保安基準第22条第3項第1号から第5号までに掲げる座席（第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席のベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員10人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下この表において「第二種座席ベルト」という。）
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席

		ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以下のもの及び次号に掲げるものを除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員10人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車であって、次に掲げるもの イ 高速道路等において運行しない自動車 ロ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が60キロメートル毎時超とされているものを 含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車 運送事業用自動車	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

- 二 前号の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
- イ 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - ロ 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにしていること。
 - ハ 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
- ニ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- ホ 座席ベルトを容易に取り付けることのできる構造であること。

三 第1号の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 当該自動車が発衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

ロ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が発衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

ハ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が発衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

ニ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。

ホ 運転者席及びこれと並列の座席に備える第二種座席ベルト並びに運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

3 昭和50年4月1日（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）にあつては、昭和50年12月1日）から昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であつて輸入された自動車以外のものにあつては昭和62年2月28日、輸入された自動車にあつては昭和63年3月31日）までに製作された自動車については、保安基準第22条の3の規定並びに細目告示第30条、第108条及び第186条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 次の表の上欄に掲げる自動車には、当該自動車が発衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（保安基準第22条第3項第1号から第4号までに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席のベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20キロメートル毎時未満の自動車以	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト（（三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。以下同じ。）固定した屋根を有さないために、

外のもの		第3号口の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあっては、第一種座席ベルト（二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することができるものをいう。以下同じ。))
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト

二 前号の座席ベルトの取付装置及び座席ベルトは、座席ベルトの取付装置にあっては前項第2号の基準、座席ベルトにあっては同項第3号イからニまでの基準に適合するものでなければならない。

- 4 昭和44年4月1日から昭和50年3月31日までに製作された自動車（昭和44年9月30日までに製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）に限る。）には、当該自動車の座席（保安基準第22条第3項第1号から第4号までに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）に係る第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。ただし、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車にあっては、この限りでない。
- 5 前項の一種座席ベルトの取付装置は、第2項第2号各号の基準に適合するものでなければならない。
- 6 第4項の自動車の運転者席及びこれと並列の当該自動車の側面に隣接する座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては運転者席及び旅客3人の用に供する座席、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車で、昭和44年4月1日から同年9月30日までに製作された専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）及び同年10月1日から昭和48年11月30日までに製作されたもの）にあっては運転者席）に係る同項の第一種座席ベルトの取付装置には、第2項第3号イ、ハ及びニの基準に適合する座席ベルトを備えなければならない。
- 7 平成6年4月1日（輸入された自動車にあっては平成7年4月1日）から平成24年6月30日までに製作された自動車については、保安基準第22条の3の規定並びに同条の規

定に基づく細目告示第30条（第6項を除く。）、第108条（第8項を除く。）及び第186条（第8項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（保安基準第22条第3項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる座席（第2号に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であって前向きのもの（以下この表において「運転者席等」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下この表において「第二種座席ベルト」という。）
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以下のもの及び次号に掲げるものを除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員10人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

<p>動車であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 高速道路等において運行しない自動車</p> <p>ロ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が60キロメートル毎時超とされているものを含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車</p>		
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

二 前号の座席ベルトの取付装置は、細目告示第5条、第83条に規定する場合には道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第978号）による改正前の細目告示別添31の基準に、細目告示第161条に規定する場合には次の基準に適合するものでなければならない。

- イ 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
- ロ 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにしていること。
- ハ 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
- ニ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- ホ 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

三 第1号の座席ベルトは、細目告示第5条、第83条に規定する場合には、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第978号）による改正前の細目告示別添32の基準に、細目告示第161条に規定する場合には次の基準に適合するものでなければならない。

- イ 当該自動車の衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
- ロ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾にしないようにすることができるものであること。
- ハ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができ

きるものであること。

ニ 容易に、脱着することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。

ホ 第二種座席ベルト並びに運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

四 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員10人以下の自動車には、第1号の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えなければならない。

8 保安基準第22条の3第5項及び細目告示第30条第10項の規定が適用される自動車のうち平成20年8月31日までに製作された自動車（平成17年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成17年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項について変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示別添33の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第254号）による改正前の細目告示別添33に適合するものであればよい。

9 保安基準第22条の3第5項及び細目告示第30条第10項の規定が適用される自動車のうち平成20年9月1日（平成17年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成17年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区分する事項について変更がないものを除く。）については指定を受けた日）から平成26年2月2日までに製作された自動車については、細目告示第30条第6項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第89号）による改正前の細目告示別添33に適合するものであればよい。

10 保安基準第22条の3第5項及び細目告示第108条第12項第2号又は第186条第12項第2号の規定が適用される自動車のうち平成24年7月1日から平成26年2月2日までに製作された自動車については、細目告示第108条第12項第2号ただし書及び第186条第12項第2号ただし書の規定にかかわらず、運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置がその電源投入後8秒以内の間に警報が停止するものであればよい。

11 平成24年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成26年7月22日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、保安基準第22条の3第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改

正する省令（平成21年国土交通省令第48号）による改正前の保安基準第22条の3第1項の規定に適合するものであればよい。

12 平成24年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成26年7月22日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第30条第1項第1号の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第5改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」と、同条第2項の規定中「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」を「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」と、同条第4項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第5改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。以下同じ。）」と、同条第10項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。））」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第5改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。））」と読み替えることができるものとする。

13 平成29年7月25日以前に製作された自動車（平成26年7月26日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第30条第1項から第4項まで及び第10項並びに第108条第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第829号）による改正前の細目告示第30条第1項から第4項まで及び第6項並びに第108条第5項の規定に適合するものであればよい。

14 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第30条第1項、第4項及び第10項並びに第186条第7項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第675号）による改正前の細目告示第30条第1項、第4項及び第6項並びに第186条第7項の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成27年6月9日以前に製作された自動車
- 二 平成27年6月10日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成27年6月9日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）
- 三 国土交通大臣が定める自動車

15 令和3年11月14日（車両総重量12トンを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のものにあつては平成30年11月14日）以前に製作された自動車（令和元年11月15日（車両総重量12トンを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のものにあつては平成29年11月15日）以降に指定を受けた型式指定自動車及

び国土交通大臣が定める自動車を除く。)又は令和3年11月14日(車両総重量12トンを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあつては平成30年11月14日)以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、保安基準第22条の3第1項並びに細目告示第30条第1項及び第3項から第5項まで、第108条第1項、第5項及び第7項及び第186条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第78号)による改正前の保安基準第22条の3第1項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成28年国土交通省告示第1334号)による改正前の細目告示第30条第1項及び第3項から第5項まで、第108条第1項、第5項及び第7項並びに第186条第1項に適合するものであればよい。

16 保安基準第22条第3項第2号の座席(通路に設けられる補助座席に限る。)に備える座席ベルトの取付装置は、細目告示第30条第2項及び第108条第4項中協定規則第14号の技術的な要件については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成18年国土交通省告示第978号)による改正前の別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める方法によることができる。この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後ろ向き座席にあつては8,900N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後ろ向き座席にあつては5,400N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

17 保安基準第22条第3項第2号の座席(通路に設けられる補助座席に限る。)に備える座席ベルトは、細目告示第30条第4項及び第108条第6項中協定規則第16号の技術的な要件については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成18年国土交通省告示第978号)による改正前の別添32「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

18 令和元年11月14日以前に製作された自動車又は令和元年11月14日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、保安基準第212条の3第4項の規定並びに細目告示第30条第6項から第9項まで、第108条第8項から第11項まで及び第186条第8項から第11項までの規定は適用しない。

19 保安基準第22条の3第4項の座席ベルトの取付装置は、細目告示第30条第6項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成18年国土交通省告示第978号)による改正前の別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める方法によることができる。この場合において、同別添中3.1.中「22,300N(後ろ向き座席にあつては8,900N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後ろ向き座席にあつては5,400N、バス等に

備える座席にあつては2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

20 保安基準第22条の3第4項の座席ベルトは、細目告示第30条第8項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第978号）による改正前の別添32「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

21 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第22条の3第5項の規定並びに細目告示第30条第10項及び第11項、第108条第12項及び第13項並びに第186条第12項及び第13項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第39号）による改正前の保安基準第22条の3第5項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第640号）による改正前の細目告示第30条第10項、第108条第12項及び第186条第12項の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和2年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和2年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和2年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車

22 次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第22条第3項第7号に定める座席及び協定規則第16号（同規則第8改訂版の規則15.4.2.に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第22条の3第5項の規定並びに細目告示第30条第10項、第108条第12項及び第186条第12項の規定は適用しない。

- 一 令和4年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和4年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第30条第2項、第3項、第108条第5項中「第9改訂版」とあるのは、「第8改訂版」又は「第7改訂版補足第8改訂版」と読み替えることができるものとする。

- 一 令和元年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和元年9月1日以降に製作された自動車（次号の自動車を除く。）であつて、

次に掲げるもの

イ 令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和元年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの取付装置が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和元年9月1日から令和7年8月31日までに製作された4席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トン以下の自動車（腰用帯部の取付装置の取付位置間隔が350ミリメートル以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ 令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和元年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの取付装置が同一であるもの

ハ 国土交通省大臣が定める自動車

四 令和7年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

24 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第30条第1項、第4項及び第8項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第68号）による改正前の細目告示第30条第1項、第4項及び第8項の規定に適合するものであればよい。

一 令和2年8月31日以前に製作された自動車

二 令和2年9月1日から令和4年8月31日まで製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和2年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの

ロ 国土交通大臣が定める自動車

- 四 令和4年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの